会員規約

(会員)

- 第1条 一般社団法人日本バルーン協会は、本協会の目的に賛同して入会した会員で組織する。
 - ・法人会員 バルーンに携わる企業
 - ・個人会員 バルーンに携わる個人
 - ・賛助会員 日本バルーン協会の趣旨に賛同する企業及び団体

(入会)

第2条 日本バルーン協会に入会希望するものは、所定の申込書を事務局に提出する。 (入会の際には原則として法人会員1社以上の推薦を受ける必要がある。)

(会費)

- 第3条 会員は別に定める会費規定に従い会費を納入しなければならない。 会費は下記の通りとし、1月1日~12月31日の1年分前納するものとする。 尚、年度内での途中入会の場合は入会月より年度末までの分納とする。
 - 1. 法人会員 入会金 10,000円 年会費 36,000円(月額 3,000円)
 - 2. 個人会員 入会金 10,000円 年会費 24,000円(月額 2,000円)
- 3. 賛助会員 入会金 20,000円 年会費 72,000円(月額 6,000円) 尚、納入した会費は理由の如何に拘らず返還しないものとする。

(会員資格の喪失)

- 第4条 会員が次に掲げる各項に該当した場合は会員の資格を喪失する。
 - 1. 退会届けが提出された場合
 - 2. 第3条に定める会費を半年以上滞納した場合
 - 3. 会員として不適確と思われる場合

一般社団法人日本バルーン協会 2025年3月3日



誓約書

私は一般社団法人日本バルーン協会への入会を申し込むにあたり、以下の事項を誓約し、これを遵守します。

記

- 1. 貴協会の目的に賛同し、会員規約、諸規程その他貴協会の定めるルールを遵守するとともに、会員としての責任と自覚をもって活動します。
- 2. 正式に入会を認められるためには、法人会員2名以上の推薦の必要があることを認識し、 貴協会にたとえ不適格と判断され入会申し込みを却下された場合であっても、何らの異議・不服を 申し立てません。
- 3. 貴協会の目的に抵触する反社会的な団体ないし活動とは一切の関わりがないことを誓約します。
- 4. 入会申込書の記載内容等の個人情報については、会員名簿及び貴協会が運営するホームページ、 会報等への掲載・配布その他貴協会の活動に必要な範囲で利用され、開示される場合があることを 予め承諾します。
- 5. 貴協会の会員規約に定めるルールを遵守するとともに、貴協会にたとえ会員として不適格と判断され 会員資格を喪失した場合であっても、何らの異議・不服を申し立てません。

以上

